

ペット保険「どうぶつ健保」でご利用いただけるサービスはこちらをご覧ください。

<https://docs.pet-ins.jp/tokiomarine/service/>



**保険金の不正請求に関する情報がありましたら、ご連絡ください。**

ペット保険の健全な発展・運営や被保険者様に対する保険金の適正な支払いの観点から、保険金の不正請求に関する通報、相談を受付けております。お心あたりの事案がございます場合には、以下より通報、相談をお願いいたします。

<https://www.anicom-sompo.co.jp/fair/> ☎ **0120-971-378**

受付時間：平日 9:30～17:30 / 土日・祝日 9:30～15:30

お問い合わせ・各種お手続きはあんしんサービスセンターへ



[https://faq.anicom-sompo.co.jp/?site\\_domain=tmnf](https://faq.anicom-sompo.co.jp/?site_domain=tmnf)

あんしんサービスセンター **0800-888-8256**

受付時間：平日 9:30～17:30 土日・祝日 9:30～15:30

※サービス向上のため、通話内容を録音させていただきます。

ご意見・苦情等はお客相談センターへ

**0800-111-1091**

■ 保険会社との間で  
問題を解決できない場合  
(指定紛争解決機関)

この保険の引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。  
詳しくは、日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)をご参照ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 **そんぽADRセンター** ナビダイヤル(有料) **0570-022808** 受付時間：平日 9:15～17:00  
(12月30日～1月4日を除く)

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は、適用されません。  
※電話リレーサービス、IP電話をご利用の場合は、同協会のホームページに記載の直通電話番号におかけください。

弊社では、地球環境保護のため紙資源の使用量削減に取り組んでおり、「Web保険証券」、「ペット保険普通保険約款および特約」、「ご契約のしおり(兼 保険金請求方法のご案内)」等は電子ファイルで提供いたします。

東京海上日動火災保険株式会社

[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)

A14-86330修増202406  
2404-ER37-23004-202406



東京海上日動

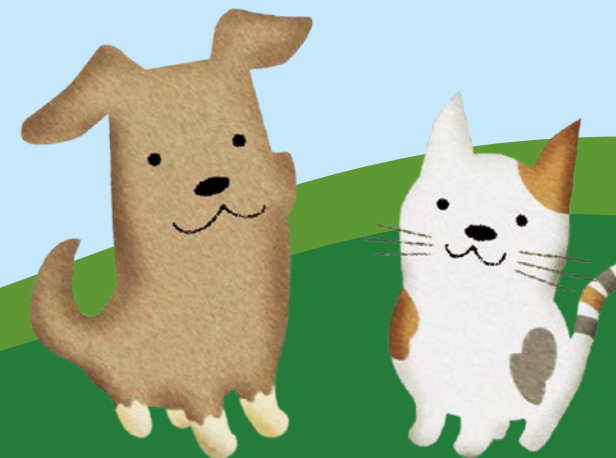
2024年7月1日以降始期用

どうぶつ健保

東京海上日動のペット保険

ご契約のしおり(兼 保険金請求方法のご案内)

ご契約後の手引きとしてご活用ください。



「ご契約のしおり(兼 保険金請求方法のご案内)」について

この冊子は、東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)のペット保険(以下、「どうぶつ健保」といいます。)についての重要事項、「どうぶつ健保」の内容、ご契約時やご契約後にご注意いただきたいこと等、ぜひ知っていただきたい事柄のご説明と保険金請求のお手続き方法を記載しています。また、「ペット保険普通保険約款および特約」もあわせてご一読いただきますようお願いいたします。

# ご契約のしおり 目次

主な用語のご説明…………… P 1

## 第1章 ご契約のしおり

### 1 | ご契約に際して

- 1 共同保険制度等のご説明…………… P 3
  - 2 個人情報に関するご案内…………… P 3
  - 3 保険料控除…………… P 3
  - 4 保険会社破綻時の取扱い…………… P 4
- ### 2 | 保険の特長と仕組み
- 1 取扱商品と概要、契約条件について…………… P 4
  - 2 クーリングオフ制度(契約申込みの撤回等について)…………… P 4
  - 3 ご契約者および被保険者…………… P 5
  - 4 告知義務等…………… P 5
  - 5 補償内容について…………… P 6
  - 6 保険期間と保険責任…………… P 7
  - 7 待機期間…………… P 7
  - 8 主な特約とその概要…………… P 8
  - 9 補償の重複…………… P 8
  - 10 2年目以降のご契約継続について…………… P 9

### 3 | 保険料について

- 1 保険料の払込方法…………… P11
- 2 保険料の支払方法とスケジュール…………… P11
- 3 保険料の払込期日と猶予期間…………… P11
- 4 契約の解約と返還保険料…………… P12
- 5 契約の失効と返還保険料…………… P12
- 6 重大な事由による解除…………… P12

### 4 | 保険期間中のご契約内容の変更・各種お手続きについて

- 1 書面によるお手続きが必要なもの…………… P13
- 2 ペット保険専用マイページでお手続き可能なもの…………… P13
- 3 お手続きQ&A…………… P14

## 第2章 保険金請求について

- 1 | 保険金をお支払いする場合…………… P15
- 2 | 保険金をお支払いできない場合…………… P17
- 3 | 保険金請求手続きの流れ…………… P19
- 4 | 窓口で精算できる場合のお手続き…………… P21
- 5 | 窓口で精算できない場合の具体例…………… P22
- 6 | 直接アニコム損保へ保険金を請求する場合のお手続き…………… P23
- 7 | 保険利用回数の管理について…………… P26
- Q&A(保険金請求について)…………… P28
- 8 | ペット賠償責任特約について…………… P31

# 主な用語のご説明

## あ 行

### 医薬品

保険運営上の医薬品とは「医薬品医療機器等法」にて農林水産大臣もしくは厚生労働大臣より承認された「動物用医薬品」および「人用医薬品」をいいます。

### 応当日

保険期間中に迎える「契約日に対応する日」のことをいいます。

(例) 始期日の1ヶ月後の応当日…

4月30日が始期日の場合、1ヶ月後の応当日は5月30日となります。

ただし、応当日がない場合は、その月の末日となります。

5月31日が始期日の場合、1ヶ月後の応当日は6月30日となります。

## か 行

### 契約者

保険契約締結後、保険会社との間の契約上の様々な権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料のお支払い義務)を持つ約款上の「保険契約者」をいいます。

### 告知義務

申込画面等のどうぶつの種類・品種・体重(混血犬(ミックス犬)の場合)・生年月日・年齢および申込画面(どうぶつ情報・告知入力)等の記載事項については、ご契約に関する重要な告知事項です。告知事項ですので、正確に入力してください。これらの入力内容が事実と異なる場合や事実を入力しない場合は、保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除することがありますので、ご注意ください。

## さ 行

### 始期月

始期日が属する月をいいます。

### 始期日

保険期間の始期の属する日をいいます。

### 失効(死亡失効)

ご契約のどうぶつが死亡したときにご契約の効力が失われることをいいます。

### 傷病

ご契約のどうぶつが被った障害を約款上「傷病」といい、以下「ケガ・病気」といいます。

- (1) ケガ…どうぶつが急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害をいいます。(身体外部から有毒物質等を偶然かつ一時に吸入し、急激に生ずる中毒症状を含みますが、有毒物質を継続的に吸入した結果生ずる中毒症状、細菌性食物中毒およびウイルス性食中毒を含みません。)
- (2) 病気…(1)のケガ以外をいいます。

### 手術(「どうぶつ健保」における手術の定義)

診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます。(縫合のみの場合は含みません。)

全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

### 診療明細書

診療を受けた動物病院において会計時に発行される、診療項目ごとの明細が記された書類をいいます。

保険金請求にあたり、診療明細書が発行されない動物病院で診療を受けた場合には、診療項目の内訳等を領収書やレシートに記入していただくよう動物病院に依頼してください。

## た 行

### 対応病院

「どうぶつ健保」に対応している動物病院をいいます。

※対応病院で手術を受けた場合、「手術内容証明書」の提出は不要です。詳しくは、P24をご覧ください。

### 通院(「どうぶつ健保」における通院の定義)

診療が必要な場合に、どうぶつを動物病院に通わせ、診療を受けることをいいます。

### どうぶつ

補償の対象となる約款上の「家庭どうぶつ」をいいます。

### どうぶつ健康保険証

契約者名・被保険者名・どうぶつ名・どうぶつの生年月日・写真等の情報が記載されたカードをいいます。

「どうぶつ健保ふぁみりい」・「どうぶつ健保しにあ」で、対応病院において保険金を窓口で請求する際には、このカードを窓口で提示していただくことにより、保険で支払われる金額以外の診療費等のお支払いとなるため、とても便利に保険制度をご利用いただけます。

カードの他、ペット保険専用マイページから表示できる「e-どうぶつ保険証」もあります。

## な 行

### 入院(「どうぶつ健保」における入院の定義)

診療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、どうぶつを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。(静脈点滴を伴う治療、酸素室を使用する治療、抗がん剤の治療等の行為をいい、契約者、被保険者都合のお預かりは含みません。)

## は 行

### 払込期日

保険料を払い込みいただくお約束の期日をいいます。

### 引受審査

どうぶつの健康状態によって、引受の可否や特別な条件を適用(特定傷病除外特約の適用)してお引受できるかを判断する行為をいいます。

### 被保険者

保険の補償を受けられる方をいいます。ご契約時にご契約者以外の方を被保険者に設定された場合は、ご契約者が被保険者の範囲に含まれない場合がありますのでご注意ください。詳しくは、P5をご覧ください。

### 保険期間

保険会社が契約に対して補償の責任を負う期間をいいます。

### 保険金

約款で定められた支払事由に該当したときに、被保険者にお支払いするお金のことをいいます。

### 保険金請求書(兼医療照会同意・委任書)

直接保険金請求をしていただく際にご提出いただく書類のひとつです。

### 保険証券

ご契約のどうぶつ、ご契約者、被保険者、支払限度額や保険期間などの契約内容を具体的に記載した書類をいいます。

なお、保険契約の締結時の書面として、「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」・「どうぶつ健康保険証」(「どうぶつ健保ぶち」には発行しません。)をお届けしています。また、この保険はWeb保険証券(保険証券の発行をせずに、ご契約内容を「ペット保険専用マイページ」上で閲覧いただく方法)でのお取り扱いとなります。Web保険証券は「ペット保険専用マイページ」からダウンロードまたは印刷の上、大切に保管してください。

### 保険料

保険契約において、補償を受ける対価としてご契約者にお支払いいただくお金のことをいいます。

## ま 行

### ペット保険専用マイページ

契約者ごとの「ペット保険専用マイページ」をご用意しており、ご契約内容の確認、住所変更などができます。ログイン時には証券番号とパスワードが必要となります。

### 窓口精算

対応病院で診療を受けた際、被保険者が支払うべき診療費の額から保険金の額を除いた自己負担額を動物病院に支払うことによって、動物病院の窓口で保険金の請求手続きが完了することをいいます。

窓口で精算された場合には、被保険者に代わって対応病院がアニコム損害保険株式会社(以下、「アニコム損保」といいます。)に保険金を請求します。窓口での精算が可能な条件は、

- ① 対応病院で診療を受けること
  - ② 窓口精算期間に「どうぶつ健康保険証」を病院の窓口で提示すること
  - ③ 病院の窓口で保険契約の有効性が確認できること
- の3つが条件となります。詳しくは、P21をご覧ください。

### 満期日

保険期間の満期の属する日をいいます。

## や 行

### 約款

ご契約内容を具体的に記した条文を「保険約款」といいます。保険約款には、ペット保険普通保険約款と特約があります。

### 有効性確認(保険契約の有効性確認)

保険契約の有効性確認とは、ご契約が有効であるか、また窓口での精算が可能な条件を満たしているかを対応病院が確認することをいいます。万が一、対応病院の窓口で保険契約の有効性が確認できない場合であっても、補償が途切れておらず支払事由に該当する場合には、後日アニコム損保へ直接ご請求いただければ保険金をお支払いします。



# 第1章 ご契約のしおり

## 1 | ご契約に際して

### 1 共同保険制度等のご説明

- 本商品は、東京海上日動(幹事保険会社)とアニコム損保(非幹事保険会社)が引受保険会社となる共同保険です。
- 引受割合は、東京海上日動(幹事保険会社)99%、アニコム損保(非幹事保険会社)1%となります。各引受保険会社は、引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。
- 保険の募集については、幹事保険会社である東京海上日動が両社を代表して行います。ただし、以下に記載の保全等の業務・事務については、東京海上日動から委託を受けたアニコム損保が業務代理・事務代行会社としてお客さま対応をさせていただきます。
  - ・お客さまには、共同保険契約申込み専用サイトからご契約いただけます。本サイトの運営および各種お問い合わせ等の対応は、アニコム損保が行います。
  - ・契約締結後、保険料はアニコム損保から請求させていただきます。
  - ・ご契約内容の確認およびご契約内容の変更等については、本商品専用のマイページにて行っていただけます。(一部郵送等によるお手続きがあります。)専用マイページの運営および各種お問い合わせ等の対応は、アニコム損保が行います。
  - ・事故が発生した場合、保険金のご請求手続きのご案内や保険金のお支払いについてもアニコム損保が行います。
  - ・「満期のご案内」等の各種ご案内もアニコム損保からご連絡いたします。
- 補償・サービスの内容や保険料、保険金支払実績、引受方針等の情報は、本商品を共同保険として引き受けるにあたって必要な範囲で、引受保険会社間で相互に連携します。

### 2 個人情報の取扱いに関するご案内

- 弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
  - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
  - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
  - ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
  - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
  - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること詳しくは、弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。
- 本商品の非幹事保険会社であるアニコム損保およびアニコムグループ各社は、本契約に関する個人情報を保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。なお、センシティブ情報の利用目的は、法令により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
  - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
  - ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社(少額短期保険業者を含みます。)または、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
  - ③アニコム損保とアニコムグループ各社との間またはアニコム損保とアニコム損保の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
  - ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供することアニコム損保およびアニコムグループ各社における個人情報の取扱い、アニコムグループ各社の範囲、アニコムグループ内における個人情報の管理責任者などについての詳細は、アニコム損保ホームページ(www.anicom-sompo.co.jp/privacypolicy/)をご参照ください。

### 3 保険料控除

ペット保険「どうぶつ健保」は、保険料控除の対象にはなっておりませんのでご注意ください。

## 4 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返還保険料の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このペット保険「どうぶつ健保」は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっており、万が一引受保険会社が経営破綻した場合の保険金、返還保険料は原則として80%(経営破綻後3ヶ月以内に発生した保険事故にかかる保険金は100%)補償されます。損害保険契約者保護機構についてご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

お問い合わせ先 損害保険契約者保護機構 TEL: 03-3255-1635 <http://www.sonpohogo.or.jp/>

## 2 | 保険の特長と仕組み

どの商品を契約しているかにつきましては、お手元の「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」またはペット保険専用マイページでご確認いただけます。

### 1 取扱商品と概要、契約条件について

- 家庭等で飼養、管理されている愛がん動物または伴侶動物、身体障害者補助犬法に定める盲導犬・介助犬および聴導犬が対象となります。
- 事業用(繁殖用・興行用・闘争用・狩猟用等)の動物はご契約の対象とはなりません。

商品名	概要	対象どうぶつ	対象年齢
「どうぶつ健保ふぁみりい」	初年度契約 オンライン加入していただく商品です。 ●原則として健康体であることが条件です。*1		7歳11ヶ月まで ※保険契約の始期日時点での満年齢
	継続契約 「どうぶつ健保ふぁみりい」を引き続きご継続される方を対象とした商品です。*2		原則、終身ご継続可能です。
「どうぶつ健保ぶち」	初年度契約 オンライン加入していただく商品です。 ●原則として健康体であることが条件です。*1	犬・猫	7歳11ヶ月まで ※保険契約の始期日時点での満年齢
	継続契約 「どうぶつ健保ぶち」を引き続きご継続される方を対象とした商品です。		原則、終身ご継続可能です。
「どうぶつ健保しにあ」	初年度契約 オンライン加入していただく商品です。 ●原則として健康体であることが条件です。*1		8歳以上(上限なし) ※保険契約の始期日時点での満年齢
	継続契約 「どうぶつ健保しにあ」を引き続きご継続される方を対象とした商品です。*2		原則、終身ご継続可能です。

\*1 ただし、治療中のケガ・病気等がある場合でも、「そのケガ・病気は補償の対象外」とする条件(特定傷病除外特約)をつけてお引受ができる場合もあります。なお、以下の病気に罹患している、または罹患している疑いがある場合には、契約のお引受自体ができませんのであらかじめご了承ください。また、以下の病気以外でもケガ・病気等の履歴によりお引受ができない場合もあります。(審査の基準について開示することはできません。)

①悪性腫瘍 ②慢性腎臓病 ③糖尿病 ④肝硬変(肝線維症) ⑤副腎皮質機能低下症(アジソン病) ⑥副腎皮質機能亢進症(クッシング症候群) ⑦甲状腺疾患 ⑧免疫介在性血小板減少症 ⑨免疫介在性溶血性貧血 ⑩巨大結腸症 ⑪巨大食道症(食道拡張症) ⑫膵外分泌不全 ⑬猫伝染性腹膜炎(FIP) ⑭猫白血病ウイルス感染症(FeLV) ⑮パバシア症 ⑯ヘモプラズマ症(ヘモバルトネラ症)

\*2 移行条件を満たす場合は、継続時に「どうぶつ健保ふぁみりい」から「どうぶつ健保しにあ」へ、「どうぶつ健保しにあ」から「どうぶつ健保ふぁみりい」への移行がそれぞれ可能です。詳しくは、P10をご覧ください。

### 2 クーリングオフ制度(契約申込みの撤回等について)

クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回または解約を行うことができる制度です。ただし、クーリングオフができる場合には、保険期間が1年を超えるご契約であること等の一定の条件があります。この保険は、保険期間が1年のため、クーリングオフの対象外となります。ご注意ください。

### 3 ご契約者および被保険者

次のとおりとなりますので、ご確認ください。

ご契約者	ご契約の申込みをする方をいい、保険料を支払う義務のある方をいいます。なお、お申込み時点で、日本国内にお住まいの18歳以上の個人の方がお申込みいただけます。 ※18歳未満の個人や法人の場合はお申込みいただけません。
被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。ご契約時にご契約者以外の方を被保険者に設定された場合は、ご契約者が被保険者の範囲に含まれない場合がありますのでご注意ください。 保険証券等記載の被保険者(以下、「本人」といいます。)のほか次の方が被保険者となります。ただし、ペット賠償責任特約の場合には、責任無能力者は含まれません。 ●本人の配偶者(注) ●本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ●本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

(注)配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※以下の要件を全て満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。

- ①婚姻意思\*を有すること
- ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- \*戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。



ご契約者および被保険者は**反社会的勢力に該当しないことが申込条件です**。保険契約者、被保険者が次の反社会的勢力のいずれかに該当すると認められた場合には、ペット保険普通保険約款に基づき、保険契約は解除されます。

- ①暴力団 ②暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む) ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業その他反社会的勢力

### 4 告知義務等

#### (1)告知義務について

弊社が告知を求めた次の事項に事実を正確に告げていただく義務があります。これらの告知事項が事実と異なる場合は、保険金をお支払いできなくなったり、ご契約を解除することがあります。

- ご契約のどうぶつの種類、品種、体重(混血犬(ミックス犬)の場合)、保険契約の始期日時点での満年齢
- ご契約のどうぶつの過去のケガ・病気の履歴および現在の健康状態(健康状態などにより、特定のケガ・病気をお支払いの対象としない条件(特定傷病除外特約)でお引受できる場合や、お引受できない場合があります。)
- 他のペット保険契約等\*

\*この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

保険制度は、多数の人々が保険料を出し合って相互扶助する制度です。したがって、初めから健康状態が悪い場合などについても無条件にお引受をすると、ご契約者間の公平性が保たれないため、ご契約にあたっては、申込画面(どうぶつ情報・告知入力)等でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお申し出ください。

#### (2)告知方法

申込画面(どうぶつ情報・告知入力)等で告知していただきます。申込画面(どうぶつ情報・告知入力)等は、ご契約者本人が正確に入力してください。

### 5 補償内容について

この保険は、ご契約のどうぶつが、ケガ・病気によって日本国内で診療を受けたことにより、被保険者が負担された診療費のうち、補償の対象となる診療費に支払割合を乗じた額をお支払いします。ただし、下表のとおり通院・入院・手術といった診療形態\*ごとの1日(1回)あたりの支払限度額、限度日数(回数)を上限とします。

\*各診療の形態についてはP15をご覧ください。



- 同日に複数回通院した場合、通院日数は1日とみなします。この場合は、補償の対象となる診療費を合算の上、1日の支払限度額を上限として保険金を計算します。
- 入院日数のカウント方法は、例えば2泊3日であれば入院3日となります。
- 手術は通院もしくは入院(日帰り入院を含む)がセットとなり、それぞれ下記支払限度額が適用されます。  
→例えば、2泊3日の入院中に手術を1回した場合は、入院3日に手術1回の支払限度額を合算して適用します。

		どうぶつ健保ふぁみりい		どうぶつ健保ぷち	どうぶつ健保しにあ	
		支払割合 70%	支払割合 50%	支払割合 70%	支払割合 70%	支払割合 50%
支払限度額・限度日数(回数)	通院	14,000円/日 (年間20日)	10,000円/日 (年間20日)	補償なし	補償なし	補償なし
	入院	14,000円/日 (年間20日)	10,000円/日 (年間20日)	14,000円/日 (年間20日)	14,000円/日 (年間20日)	10,000円/日 (年間20日)
	手術	140,000円/回 (年間2回)	100,000円/回 (年間2回)	500,000円/回 (年間2回)	140,000円/回 (年間2回)	100,000円/回 (年間2回)
ペット賠償責任特約の付帯可否		○	○	×	○	○
どうぶつ健康保険証の発行		○	○	×	○	○

※「どうぶつ健保しにあ」の場合は、「どうぶつ健保」対応病院における診療費のみが補償の対象です。ただし、「どうぶつ健保」対応病院からの紹介があった場合は、「どうぶつ健保」未対応病院での診療費に対しても保険金をお支払いします。



- 支払割合の変更は、継続時に限り行うことができます。保険期間の途中では変更できません。
- 継続時に、支払割合の引き上げ(50%から70%へ変更)を希望される場合は、審査をさせていただきます。審査結果により支払割合を70%へ変更できない場合があります。
- 審査の内容につきましては開示いたしかねますのであらかじめご了承ください。なお、支払割合の引き上げに関する審査は毎年、継続時に行います。



保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、P17「2.保険金をお支払いできない場合」をご覧ください。



## 6 保険期間と保険責任

保険期間は1年間となり、保険責任の始期および満期につきましては、次のとおりとなります。

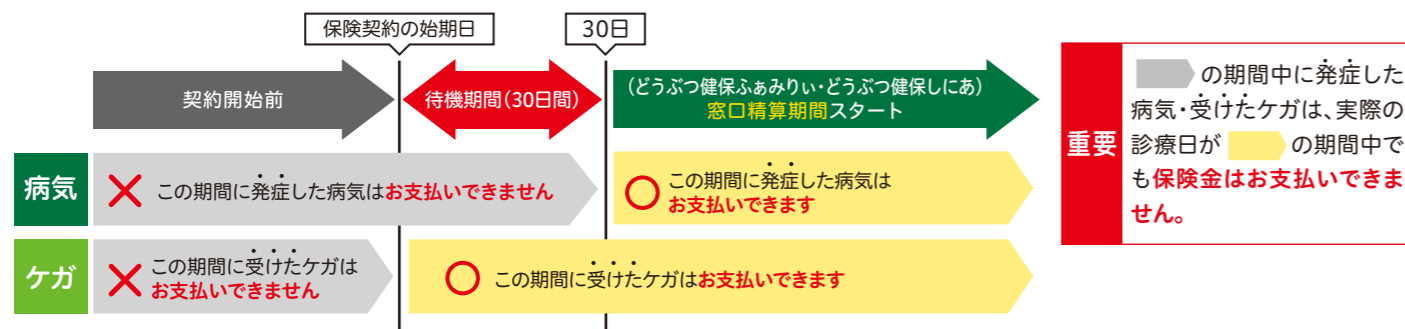
	初年度契約	2年目以降の継続契約
始期	お申込手続きが完了した日の1ヶ月後(翌月の同じ日*)の0時	継続前契約の満期日翌日の0時
満期	始期日の1年後の応当日前日の24時 ただし、応当日がない場合は、その月の末日の24時	

\*31日などで翌月の同じ日がない場合は翌々月の1日の0時

## 7 待機期間

初年度契約(次年度以降の継続契約を含みません。)に限り、保険契約の始期日から、30日間の待機期間があります。発症日・受傷日によっては、保険金をお支払いできないため、ご注意ください。

また、「どうぶつ健保ふぁみりい」「どうぶつ健保しにあ」の場合で待機期間中にケガを被り診療を受けたときは、「どうぶつ健保」対応病院の窓口での精算はできませんので、直接アニコム損保へ保険金をご請求ください。



## 8 主な特約とその概要

ご契約により適用される特約が異なりますので、「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」等でご確認ください。

特約名	特約の概要
継続契約特約	すべてのご契約に適用される特約です。特段のお申し出がない限り満期後は、原則自動的に契約は継続されます。
特定傷病除外特約	保険証券等に記載の特定のケガおよび病気・先天性異常に関する診療費を、保険金の支払対象としない場合に適用されます。
入院および手術のみの支払特約	保険金の支払対象を入院および手術に要した診療費に限定する保険契約を締結する場合に適用されます。(「どうぶつ健保しにあ」「どうぶつ健保ぶち」)
提携機関限定特約(入院および手術のみの支払特約用)	保険金の支払対象を日本国内の「どうぶつ健保」対応病院における診療費に限定する保険契約を締結する場合に適用されます。(「どうぶつ健保しにあ」)
ペット賠償責任特約	<p>別に定める特約保険料をお支払いいただくことにより適用されます。ご契約のどうぶつが起こした咬みつき、引っかき等の日本国内における加害事故によって、他人の身体や財物に損害を与え、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、1事故につき保険証券等記載の支払限度額の範囲内で補償します。</p> <p>※保険契約の途中での付帯、削除はできませんので継続時にお手続きください。</p> <p>※保険会社が被保険者に代わって、直接被害者等(損害賠償請求者)との連絡や示談交渉を行う等のいわゆる示談代行は行いません。</p> <p>※「どうぶつ健保ぶち」には付帯できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1事故につき、3,000円を自己負担額とします。</li> <li>● 保険金をお支払いできない主な場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・同居の親族に対する損害賠償責任</li> <li>・どうぶつを使用して対価を得る職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 など</li> </ul> </li> </ul> <p>詳しくは、P31「8.ペット賠償責任特約について」をご覧ください。</p>

※詳しい特約の内容については、「ペット保険普通保険約款および特約」でご確認ください。

## 9 補償の重複

補償内容が同様の保険契約(ペット保険以外の保険契約に付帯される特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複している保険契約がある場合、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、要否をご判断いただいた上で、お申込みください。

※「どうぶつ健保ふぁみりい」同士、「どうぶつ健保しにあ」同士、「どうぶつ健保ぶち」同士、「どうぶつ健保ふぁみりい」と「どうぶつ健保しにあ」の重複契約はできません。



弊社の別の商品との重複契約の場合には、同一の診療費に対して、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われませんのでご注意ください。

### 【補償が重複する可能性のある主な特約】

	ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
1	ペット賠償責任特約	自動車保険等の個人賠償責任補償特約
2	入院および手術のみの支払特約(「どうぶつ健保ぶち」)	ペット保険(弊社の他のペット保険含む)(「どうぶつ健保ふぁみりい」等)

## 10 2年目以降のご契約継続について

保険期間は1年間ですが、ご契約には「継続契約特約」を適用して引受をさせていただいておりますので、解約等のお申し出がない限り満期後は、原則ご契約は自動的に継続となり、終身ご継続いただけます。



- ご契約者または引受保険会社より別段の意思表示があった場合や、保険金の支払状況、その他所定の理由により、ご契約を継続いただけない場合があります。
- 自動的にご契約が継続とならない場合や、商品改定により保険料、補償内容などが変更となる場合があります。

### お手続きについて

満期日の約3ヶ月前に次年度の継続契約のご案内をお届けしますので、契約内容の変更がある場合や、継続を希望されない場合等は、必ずお手続きが必要です。お手続きがない場合、ご契約プラン、支払方法(口座情報・クレジットカード情報等)、払込方法(年払・月払)、ペット賠償責任特約の有無等を前年のご契約と同条件で引受させていただきます。

〔スケジュール例〕4月1日が始期日の場合



満期日の約3ヶ月前に次年度の継続契約のご案内をお届けします。

次年度の始期日前に新しい「どうぶつ健康保険証」\*をお届けします。

\*「どうぶつ健保ぶち」の場合は、「どうぶつ健康保険証」は発行されません。

### 継続時の保険料について

2年目以降は、どうぶつの年齢が1歳上がるごとに基本保険料も原則、ご契約継続の時点で毎年上がります。

### 多頭割引について

- 2頭目以降のご契約に対して多頭割引を適用します。1頭目のご契約に多頭割引は適用しません。
- どうぶつの「契約者名・住所・電話番号」がすべて同一であることが条件です。また、ご契約の商品が、いずれも弊社の「どうぶつ健保ふぁみりい」「どうぶつ健保しにあ」の場合に限ります。
- 次年度の継続契約手続き時に改めて契約頭数を確認の上、適用します。

### 健康割増引制度について

- 「どうぶつ健保ふぁみりい」の継続契約が適用対象です。
- 保険の利用状況によって割増引を適用します。割増引率と判定期間については以下のとおりです。

通院・入院日数/手術回数	0回	1~5回	6~19回	20~39回	40回以上
割増引率	10%割引	5%割引	割増引なし	20%割増	50%割増

※上記の割増引率は保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。  
 ※上記の割増引率は将来変更となる場合があります。実際に適用となる割増引率については、「継続契約のご案内」でご確認ください。

### 〈回数のカウント方法〉

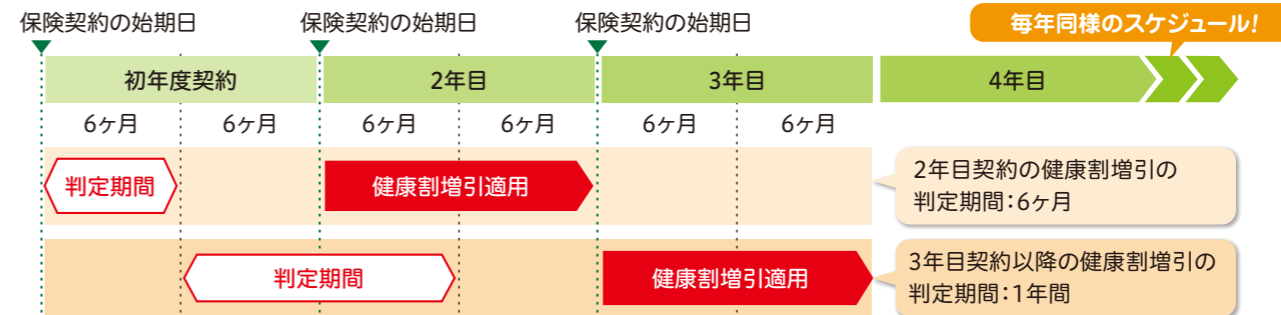
- 「どうぶつ健保」対応病院の窓口で精算した場合：保険を利用した診療日
- アニコム損保へ直接保険金を請求した場合：アニコム損保にて請求を受けた日

が判定期間に含まれている場合、通院1日、入院1日、手術1回をそれぞれ1回としてカウントします。

〔例1〕入院2泊3日の間に手術1回となった場合は、4回とカウントします。

〔例2〕同日に2回通院した場合は、1回とカウントします。

### 〈判定期間〉



- 保険金が支払われた場合は、支払の取下げをお受けできませんのでご了承ください。
- 後日新たに判定期間中の保険利用が確認できた場合は、適用される健康割増引率が変わることがあります。
- 判定期間をまたいで入院する場合、入院開始日に全日数分がカウントされます。
- 「どうぶつ健保しにあ」から「どうぶつ健保ふぁみりい」に移行した場合、「どうぶつ健保ふぁみりい」に移行した契約を初年度契約として、健康割増引を適用します。

※実際に適用となる割増引率については、「継続契約のご案内」でご確認ください。  
 ※判定期間中の保険利用状況は、ペット保険専用マイページの「健康割増引の確認」をご確認ください。

### 「どうぶつ健保ふぁみりい」から「どうぶつ健保しにあ」への移行について

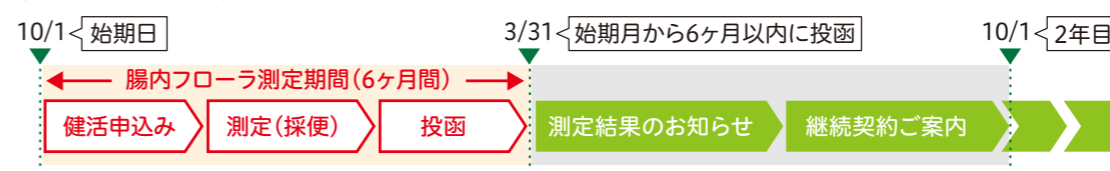
8歳以上の犬・猫の場合は、継続時に「どうぶつ健保ふぁみりい」から「どうぶつ健保しにあ」への移行が可能です。

### 「どうぶつ健保しにあ」から「どうぶつ健保ふぁみりい」への移行について

どうぶつ健活(腸内フローラ測定)の結果により、2年目以降のご継続時に、通院補償が追加された「どうぶつ健保ふぁみりい」へ移行することができます。移行の条件は以下のとおりです。

- 始期月から6ヶ月以内に腸内フローラ測定キットが提出されていること
- 測定結果が「良好\*」と判定されていること
- \*良好の基準... 犬の場合: 腸内健康年齢が実年齢より「1歳6ヶ月」以上若いこと 猫の場合: 腎臓チェックが「とてもよい」こと

〔測定スケジュール例〕10月1日が始期日の場合



- 測定期間中、腸内フローラ測定は複数回実施が可能です。 ※2回目以降は有料です。
- 測定期間中に複数回測定キットを提出された場合、測定結果の中で最も良好な結果を基に判定します。
- 測定期間外に提出されたものは、判定の対象になりません。



- 移行条件を満たしたご契約者に対し、満期日の約3ヶ月前に継続契約のご案内とともに移行に関する書類をお届けします。
- 「どうぶつ健保ふぁみりい」または「どうぶつ健保しにあ」に移行した場合、保険料や割増引等、移行前の商品とは異なりますのでご注意ください。詳しくは、継続時の同封書類をご確認ください。



### 3 | 保険料について

#### 1 保険料の払込方法

払込方法は、保険料の全額を1回で払い込む「年払」と12分割して払い込む「月払」があります。  
 ※月払の基本保険料は、年払の基本保険料に対し、10%割増を適用し12分割したものです。(10円未満四捨五入)

#### 2 保険料の支払方法とスケジュール

##### (1)初年度契約

保険料の支払方法は、クレジットカードでのお支払いとなります。

- 初回保険料・・・保険契約のお申込時にお支払いいただきます。(月払の場合は12分割した2回分の保険料)
- 月払の第2回目以降の保険料・・・始期日の属する月の翌月以降10ヶ月間は1回分ずつ保険料を順月でお支払いいただきます。(利用日は毎月1日となります。)

(例)3月1日申込日  
4月1日始期日  
の場合

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
月払	$\frac{2}{12}$	—	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$

ただし、お申込日が31日などで翌月応当日がなく、翌々月1日が始期日となる場合には、下表のとおりとなります。

(例)3月31日申込日  
5月1日始期日  
の場合

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月払	$\frac{2}{12}$	—	—	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$

##### (2)継続契約

保険料の支払方法は、クレジットカードか口座振替でのお支払いとなります。

始期月前月に保険料をお支払いいただきます。月払は、始期月前月から順月で12分割した保険料の1回分ずつをお支払いいただきます。



**保険料のお支払いが遅れた場合** 万が一、スケジュールどおり保険料をお支払いいただけない場合は、保険料のお支払い前にどうぶつが被ったケガ・病気による診療費に対し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

#### 3 保険料の払込期日と猶予期間

払込期日とは、保険証券等に記載された保険料の払い込みに関する期日をいいます。この期日までに保険料を払い込みください。

初回保険料および第2回目以降の月払保険料の払込期日と払込猶予期間満了日は、以下のとおりです。

払込猶予期間内に所定の保険料が払い込まれない場合には、ご契約が解除され保険金が支払われませんのでご注意ください。

なお未払いが発生した場合、下表の払込期日または払込猶予期間満了日までに保険料を払い込みいただいても、入金の確認ができるまでの間、「どうぶつ健保」対応病院での窓口精算を含む保険金のお支払いができませんのでご了承ください。

- 初年度契約の初回保険料  
保険契約のお申込時にクレジットカードでお支払いいただきます。

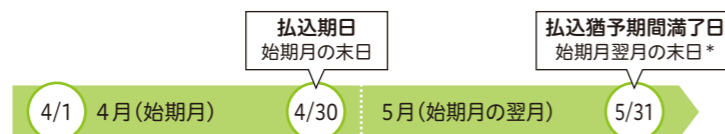
- 継続契約の初回保険料

払込期日は、始期月の末日です。

払込猶予期間満了日は、払込期日の属する月の翌月末日\*です。

\*ご契約者に故意または重大な過失がなかったと引受保険会社が認める場合は、払込期日の属する月の翌々月末日とします。

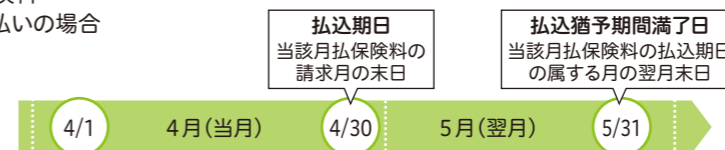
(例)4/1 始期日の場合



保険料の入金結果確認可能となる時期の目安

- 口座振替  
・・・毎月20日頃
- クレジットカード  
・・・毎月10日頃
- コンビニエンスストア専用「払込取扱票」(未払い等が発生した場合のお取扱い)  
・・・店頭で払い込んだ日から4営業日後

- 第2回目以降の月払保険料  
(例)4月の保険料が未払いの場合



【保険料未払いの場合のお取扱い】

ご契約年度や、保険料の支払方法、払込回数により、未払いの場合のお取扱いが異なります。保険料の払い込みが確認できない場合は、状況に応じてコンビニエンスストア専用「払込取扱票」や「保険料再請求のご案内」等をお送りさせていただきますので、ご了承ください。

#### 4 契約の解約と返還保険料

##### ご契約者の意思による解約(任意解約)

ご契約を解約される場合はペット保険専用マイページまたは書類でお手続きください。解約の返還保険料は下表のとおりです。

年 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式)返還保険料=年払保険料×未経過期間に対応する日割
月 払	未経過期間に対応する分の月払保険料は請求しません。ただし、既経過期間に対応する月払保険料のうち、払い込みをいただいていない保険料がある場合は、その分を請求します。

- 契約内容および解約の条件によっては、保険料を返還、または未払保険料を請求することがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- 保険料の払込方法が月払の場合、解約された月の翌月以降も引落としが発生することがあります。



**ご注意** 一旦、この保険契約を解約された後に同じどうぶつについて新たにペット保険にお申込みいただく際には、どうぶつの健康状態によっては新たにご契約いただくことができない場合、あるいは特定のケガ・病気が補償の対象外となる場合があります。また、新規契約扱いとなりますので、病気が補償の対象とならない待機期間が適用されます。(次年度以降の継続契約には適用されません。)

#### 5 契約の失効と返還保険料

ご契約のどうぶつが死亡した場合は、保険契約は失効となりますので、ペット保険専用マイページまたは書類でお手続きください。この場合の返還保険料は下表のとおりです。

年 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式)返還保険料=年払保険料×未経過期間に対応する日割
月 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式)返還保険料=既払込保険料-(月払保険料×12)×既経過期間に対応する日割

- 契約内容および失効の条件によっては、保険料を返還、または未払保険料を請求することがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- 保険料の払込方法が月払の場合、失効された月の翌月以降も引落としが発生することがあります。

詳しいお手続きにつきましては、P14(Q6)をご覧ください。

#### 6 重大な事由による解除

この保険では、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約を解除することがあります。

- (1) 保険契約者、被保険者が保険金を支払わせる目的で契約どうぶつにケガ・病気を被らせ、または被らせようとした場合
- (2) 保険契約者、被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (3) 被保険者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
- (4) 上記のほか、(1)から(3)と同等に引受保険会社の信用を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

## 4 保険期間中のご契約内容の変更・各種手続きについて

### 1 書面によるお手続きが必要なもの

- どうぶつの死亡 (死亡日より90日超経過) ]... ペット保険専用マイページから発送の依頼をしていただくか、あんしんサービスセンターへご連絡ください。(P14のQ6をご覧ください。)
- 保険契約の継承(譲渡) ]... あんしんサービスセンターへご連絡ください。(ペット保険専用マイページからの発送依頼はできません。)
- ご契約者の死亡 ]...

あんしん  
サービスセンター **0800-888-8256**

受付時間: 平日 9:30~17:30 土日・祝日 9:30~15:30  
※サービス向上のため、通話内容を録音させていただきます。



### 2 ペット保険専用マイページでお手続き可能なもの

契約ごとの「ペット保険専用マイページ」をご用意しています。Web上で主に下記のお手続きができますのでぜひご利用ください。

#### ご契約内容のお手続き

- ご契約者情報の変更 住所・電話番号・メールアドレスの変更、改姓等
- 支払情報の変更 (別の口座にする、別のクレジットカードにする)
- パスワードの変更
- 「どうぶつ健康保険証」のお写真変更 (「どうぶつ健保ぶち」は対象外)
- 「どうぶつ健康保険証」の再発行 (「どうぶつ健保ぶち」は対象外)
- 「保険金受取口座」の登録・変更
- どうぶつ死亡、保険契約の解約  
※詳しいどうぶつ死亡のお手続きについては、P14(Q6)をご覧ください。
- お手続き書類の発送依頼 どうぶつの死亡、保険料振替口座の変更
- 継続契約のお手続き

#### 各種書類のダウンロード

- Web 保険証券の閲覧・ダウンロード
- 保険金請求書(兼医療照会同意・委任書)
- 手術内容証明書 「どうぶつ健保」未対応病院で手術を受ける場合に必要です。
- 保険金請求書類 送付用ラベル
- パンフレット兼重要事項説明書
- ペット保険普通保険約款および特約



### あんしんサービスセンターまで ご連絡いただく際のご注意事項

- 各種変更・登録等のお手続きは、ご契約者本人よりご連絡ください。
- ご契約内容の照会は、ご契約者本人、あるいは被保険者より受付いたします。※照会内容によっては、被保険者へご案内できない場合がございます。
- ご本人確認\*を実施の上でご案内いたしますので、ご契約内容が確認できる書類(「どうぶつ健康保険証」や「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」等)を必ずお手元にご用意ください。  
\*ご契約者名、証券番号、お電話をかけていただいている方のお名前、ご契約者との関係(ご契約者本人・被保険者・左記以外の第三者)等をお伺いします。
- 耳や言葉の不自由なお客様はこちらのお問い合わせフォームをご利用ください。



#### ご契約状況の確認

- ご契約内容の照会
- 保険料払込状況の確認
- 保険金等ご利用明細
- 保険金請求手続き状況の確認
- 健康割増引の確認

#### 保険金請求のお手続き

#### 「e-どうぶつ保険証」の表示 (「どうぶつ健保ぶち」は対象外)

### ペット保険専用マイページ

ご利用の際にはパスワードが必要となります。

下記URLへアクセス >> 証券番号・パスワードを入力してログイン



<https://cs.pet-ins.jp/tokiomarine/>



## 3 お手続き Q&A



ご契約者からいただく「よくあるご質問」への回答は、以下をご参照ください。  
[https://faq.anicom-sompo.co.jp/?site\\_domain=tmnf](https://faq.anicom-sompo.co.jp/?site_domain=tmnf)



### Q1 改姓しました。 どのような手続きが必要ですか?

- A**
- (1) 改姓の手続きをペット保険専用マイページまたはお電話でお願いします。
  - (2) 保険料の支払方法が口座振替の場合は、口座振替の再登録が必要です。ペット保険専用マイページまたは書類(預金口座振替依頼書)でお手続きください。

### Q2 契約した後に、途中で支払割合は 変更できますか?

- A**
- 支払割合は保険期間の途中では変更ができません。継続のご案内の際にお申し出ください。なお、支払割合の引き上げ(50%から70%へ変更)を希望される場合は、審査をさせていただきます。審査結果により支払割合を70%へ変更できない場合があります。

### Q3 ペット保険専用マイページのログインに必要な パスワードがわかりません。

- A**
- 「ペット保険専用マイページ」のログインに必要なパスワード(半角英数字および記号を含んだ6桁~10桁)は、初年度は「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」にて、2年目以降は、満期の約3ヶ月前にお送りする「継続契約のご案内」にてご案内します。  
※パスワードの表示が「\*\*\*\*\*」の場合は、お客様ご自身でパスワードをご記入、ご登録いただいております。また、パスワードの確認書類がお手元ない場合は、以下2つのいずれかの方法で再発行が可能です。

#### (1) インターネットでの再発行

[https://cs.pet-ins.jp/tokiomarine/password\\_change/](https://cs.pet-ins.jp/tokiomarine/password_change/)のサイト上で、「証券番号」「ご登録の電話番号」を入力の上、お手続きをお願いします。



#### (2) 書面での再発行

あんしんサービスセンターへご連絡ください。書面を郵送いたします。

### Q4 先月は口座振替できていましたが、残高不足により、 今月は振替できませんでした。どうしたらいいですか?

- A**
- 翌月に再度、保険料振替口座に請求いたしますので、振替日の前日までにご準備ください。月払の場合は、翌月分保険料とあわせての請求となります。なお、ご契約の状況により、コンビニエンスストア「専用払込票」にてお支払いいただく場合がございますので、詳しくは払込票に記載のご案内をご確認ください。



「どうぶつ健保ふみり」「どうぶつ健保しにあ」の契約の場合、保険料の入金が確認できるまでの期間は、「どうぶつ健保」対応病院の窓口での精算はできませんので、アニコム損保へ直接ご請求ください。保険料の入金が確認でき次第、保険金支払のお手続きを始めさせていただきます。

### Q5 契約者 = 被保険者の契約でどうぶつを譲渡すること になりました。何か手続きが必要ですか?

- A**
- ご契約者本人よりあんしんサービスセンターまでご連絡ください。ご契約の継続を希望される場合、希望されない場合に応じて手続方法をご案内します。
- (1) 継続を希望の場合  
保険契約の承継(譲渡)になりますので、現在のご契約者(譲渡される方)と今後のご契約者(譲受人)連名でお手続きをさせていただきます。なお未払込保険料につきましては、現在のご契約者に対し一括でご請求させていただきます。
  - (2) 継続を希望されない場合  
解約のお手続きになります。

### Q6 どうぶつが死亡しました。

- A**
- 必ずお手続きが必要です。
- ペット保険専用マイページでの手続き(お亡くなりになってから90日以内)
  - 電話での手続き(お亡くなりになってから90日以内)  
※一部契約状況により書面手続きが必要な場合があります。
  - 書面(解約書類)での手続き  
※あんしんサービスセンターにお電話いただき、書類送付をご依頼ください。

#### お亡くなりになってから90日超経過している場合のお手続きについて

ペット保険専用マイページでのお手続きはできませんので、書面での手続きとなります。また、客観的にどうぶつの死亡が確認できる書類(死亡診断書、火葬等の領収書のコピー)の提出が必要となりますので、書類が届きましたら同封の上、ご返送ください。なお、死亡確認の書類をご提出いただけない場合は、任意解約扱い(お申し出時点で解約)となりますのでご了承ください。



ご契約後に以下の事由が生じた場合には、ご契約内容の変更が必要になるため、ご通知ください。

- ご契約者が住所を変更されたとき
- 保険期間の途中でご契約のどうぶつを譲渡されるとき
- ご契約者または被保険者が死亡されたとき
- ご契約のどうぶつが死亡したとき
- など



# 第2章 保険金請求について

## 1 保険金をお支払いする場合

被保険者が負担された通院・入院および手術の診療費が、以下の両方にあてはまる場合は、その診療費に対して保険金を支払います。

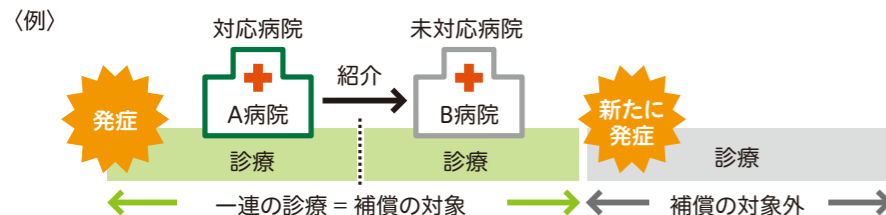
- ご契約のどうぶつがケガ・病気を被ったことによる診療費であること
- 保険期間中、かつ、日本国内での診療による診療費であること

※「どうぶつ健保しにあ」「どうぶつ健保ぶち」の場合、通院の診療費は補償の対象となりません。

※「どうぶつ健保しにあ」の場合は、「どうぶつ健保」対応病院における入院・手術の診療費のみが補償の対象です。ただし、「どうぶつ健保」対応病院からの紹介があった場合は、「どうぶつ健保」未対応病院での入院・手術の診療費に対しても保険金をお支払いします。

※「どうぶつ健保しにあ」の場合は、「どうぶつ健保」未対応病院での補償の対象は、「どうぶつ健保」対応病院で治療中のケガ・病気に対する一連の診療に限ります。「どうぶつ健保」未対応病院で、新たに発生したケガ・病気に対する診療は、補償の対象外です。

※保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、P17「2.保険金をお支払いできない場合」をご覧ください。

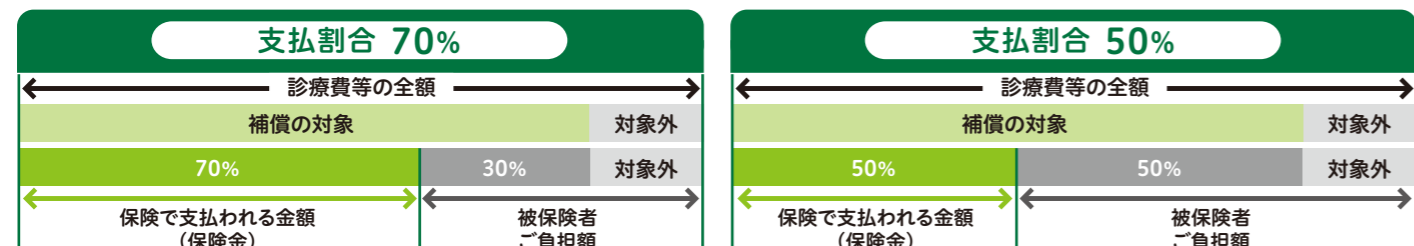


「どうぶつ健保」  
対応病院検索は  
こちら▶▶▶

### ●各診療の形態について

- 通院** 診療が必要な場合に、**どうぶつを動物病院に通わせ**、診療を受けることをいいます。
- 入院** 自宅等での治療が困難なため、**どうぶつを動物病院内にて**、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。(静脈点滴を伴う治療、酸素室を使用する治療、抗がん剤の治療等の行為をいい、契約者、被保険者都合のお預かりは含みません。)
- 手術** 診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます。(縫合のみの場合は含みません。)  
全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非創血的処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

### 支払われる保険金の計算方法



※「どうぶつ健保ぶち」の場合は、支払割合70%のプランのみです。

※通院・入院・手術といった診療形態ごとの支払限度額・限度日数(回数)があります。詳しくは、P6「5 補償内容について」をご覧ください。

### 保険金の計算方法

#### (1)「どうぶつ健保ふぁみりい」

例 下痢をして1日通院したら20,000円かかりました。 **支払割合50%の場合**

※診療費総額20,000円のうち、19,500円が補償の対象の場合



\*支払割合を掛けた額が**支払限度額**を上回った場合は、**支払限度額**までのお支払いとなります。

例 1日の通院で補償の対象が30,000円の場合

30,000円×50% = 15,000円

通院1日の支払限度額 10,000円まで

お支払いする保険金は **10,000円**となります。

#### (2)「どうぶつ健保しにあ」

例 ワンちゃんが椎間板ヘルニアで入院！8泊9日の入院+手術1回 **支払割合70%の場合**

※診療費総額の全額が補償の対象の場合



\*支払割合を掛けた額が**支払限度額**を上回った場合は、**支払限度額**までのお支払いとなります。

例 1日の入院で補償の対象が25,000円の場合

25,000円×70% = 17,500円

入院1日の支払限度額 14,000円まで

お支払いする保険金は **14,000円**となります。

#### (3)「どうぶつ健保ぶち」

例 ワンちゃんが椎間板ヘルニアで入院！8泊9日の入院+手術1回 **支払割合70%の場合**

※診療費総額534,700円のうち、533,200円が補償の対象の場合



## 2 保険金をお支払いできない場合

### 1 主な補償対象外の例

次に掲げる事由によって生じたケガ・病気等に対しては、保険金をお支払いできませんので、全額自己負担をお願いします。

既往症・先天性異常等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご契約の始期日*より前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常ならびに待機期間中に発症していた病気・先天性異常等</li> <li>*継続契約の場合は、初年度契約の始期日とします。</li> <li>●特定傷病除外特約(「どうぶつ健康保険証」または「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」の特記事項欄に記載)に該当するケガおよび病気・先天性異常等</li> </ul>
ワクチン等の予防接種により予防できる病気	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犬パルボウイルス感染症 ●犬ジステンパーウイルス感染症 ●犬パラインフルエンザ感染症 ●犬伝染性肝炎</li> <li>●犬アデノウイルス2型感染症 ●狂犬病 ●犬コロナウイルス感染症 ●犬レプトスピラ感染症 ●フィラリア感染症</li> <li>●猫汎白血球減少症 ●猫カリシウイルス感染症 ●猫ウイルス性鼻気管炎 ●猫白血病ウイルス感染症</li> </ul> <p>ただし、これらの病気の発症日とその予防措置の有効期間内である場合および獣医師の判断により、予防措置を講じることができなかつたと認められる場合は、保険金をお支払いします。</p>
妊娠・出産にかかわる費用等	どうぶつとの交配、妊娠、出産、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれらによって生じた症状およびケガ・病気等
(保険制度運営上)ケガ・病気にあたらなないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>●去勢(停留睾丸による去勢を含む)・避妊手術等</li> <li>●乳歯遺残、停留睾丸、睫毛乱生、涙やけ、臍(サイ:へそ)ヘルニア、そけいヘルニア等</li> <li>●歯石取り、肛門腺しぼり等</li> <li>●耳掃除、爪切り(狼爪(ろうそう)の除去を含む)、断耳、断尾等</li> </ul>
予防費用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マイクロチップの装着費用</li> <li>●予防目的の診療費(狂犬病予防接種、ワクチン接種、フィラリア予防、ノミ・マダニの寄生予防等)</li> <li>※駆虫等の治療目的で予防薬を使用する場合であっても、持ち帰りは補償の対象外となります。</li> </ul>
検査費用	●健康診断費用等 ●健康体に施す検査(症状を伴わない血液検査・糞便検査・フィラリア検査)費用等
健康食品・医薬部外品等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●動物病院で処方される療法食等(ただし、入院中の食餌を除く)</li> <li>●獣医師が処方する医薬品医療機器等法上の医薬品以外のもの(健康補助食品(サプリメント)、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品、日本で未承認の薬剤を輸入して処方された場合等)</li> <li>●持ち帰りのシャンプー、イヤークリーナー等(薬用・医薬品を含む)</li> <li>※承認されている消毒薬等の医薬品であっても、皮膚洗浄目的で使用される製品は、シャンプーとして補償の対象外となります。</li> </ul>
代替医療等	中国医学(鍼灸を除く)、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法、酸素療法、理学療法(リハビリテーション)等代替療法、減感作療法(医薬品を使用する場合も含む)等
治療付帯費用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●時間外診療費、往診料</li> <li>●ペットホテルまたは預かり料(治療中であっても契約者、被保険者都合のお預かりの場合は補償の対象外となります。)、散歩料、文書作成料、またはこれらの同種の費用等</li> <li>●カウンセリング料、相談料、指導料等 ●安楽死、遺体処置および解剖検査(死因分析)等</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご契約いただいているどうぶつではない ●保険料払込猶予期間内に保険料が支払われていない</li> <li>●診療日時点で保険契約が解約・解除・取消されている</li> <li>●契約者・被保険者の故意または重大な過失、被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為が原因で生じたケガ・病気等</li> <li>●地震、噴火またはこれらによる津波(風水害等を含む)が原因で生じたケガ・病気</li> <li>●どうぶつを伴わずに動物病院へ行った際に処方された医薬品、検査費用等</li> </ul>

※すべてを記載しておりませんので、上記以外については「ペット保険普通保険約款および特約」でご確認ください。

など

### 2 保険金をお支払いできない主な場合

以下の場合、保険金をお支払いできませんので、全額自己負担をお願いします。



・「どうぶつ健保しにあ」「どうぶつ健保ぷち」の場合、通院の診療費は補償の対象外です。  
 ・「どうぶつ健保しにあ」の場合、「どうぶつ健保」未対応病院で受けた診療は補償の対象外です。  
 ※ただし、「どうぶつ健保」対応病院から紹介があった場合の入院・手術の診療費は補償の対象となります。

#### (1)ケガ・病気、先天性異常(病気の場合、確定診断ができる前の症状を含む)の「受傷日・発症日」が初年度契約の始期日より前に該当する場合

※診療日が保険期間内であっても、お支払いできません。



ケガ・病気の原因が生じたときが保険契約の始期日前であった場合、保険金のお支払いはできません。特に慢性疾患(先天性疾患、眼科疾患、アレルギー等)や診療費が高額なケガ・病気の保険金請求については、所定の獣医師による検査や、動物病院のご協力の下、より詳細な調査を行う場合があります。保険制度の公平性を保つためにも、ご理解・ご協力をお願いします。  
 ※「どうぶつ健保」対応病院において、窓口で精算された場合や保険金をお支払いした後であっても、当該調査を行う場合があります。調査結果によっては、お支払いした保険金の返還をお願いすることがありますのでご了承ください。詳しくは、「ペット保険普通保険約款および特約」でご確認ください。

#### (2)初年度契約の待機期間中に発症した病気、およびその病気の継続診療に該当する場合

※他院での受診があった場合を含みます。 ※診療日が待機期間終了後であっても、お支払いできません。  
 ※ケガは待機期間中に受傷した場合でも補償の対象となります。



\*待機期間につきましては、P7をご覧ください。

#### (3)「どうぶつ健康保険証」または「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」の「特記事項」に記載のあるケガ・病気、またはそれに起因するケガ・病気

※動物病院にて該当するかの判断が難しい場合には、後日直接アニコム損保へ保険金の請求をお願いすることがあります。



#### (4)保険期間外に診療を受けた場合

※ケガの受傷日、病気・先天性異常の発症日が保険期間内であっても、診療日が保険契約終了後の場合、お支払いできません。



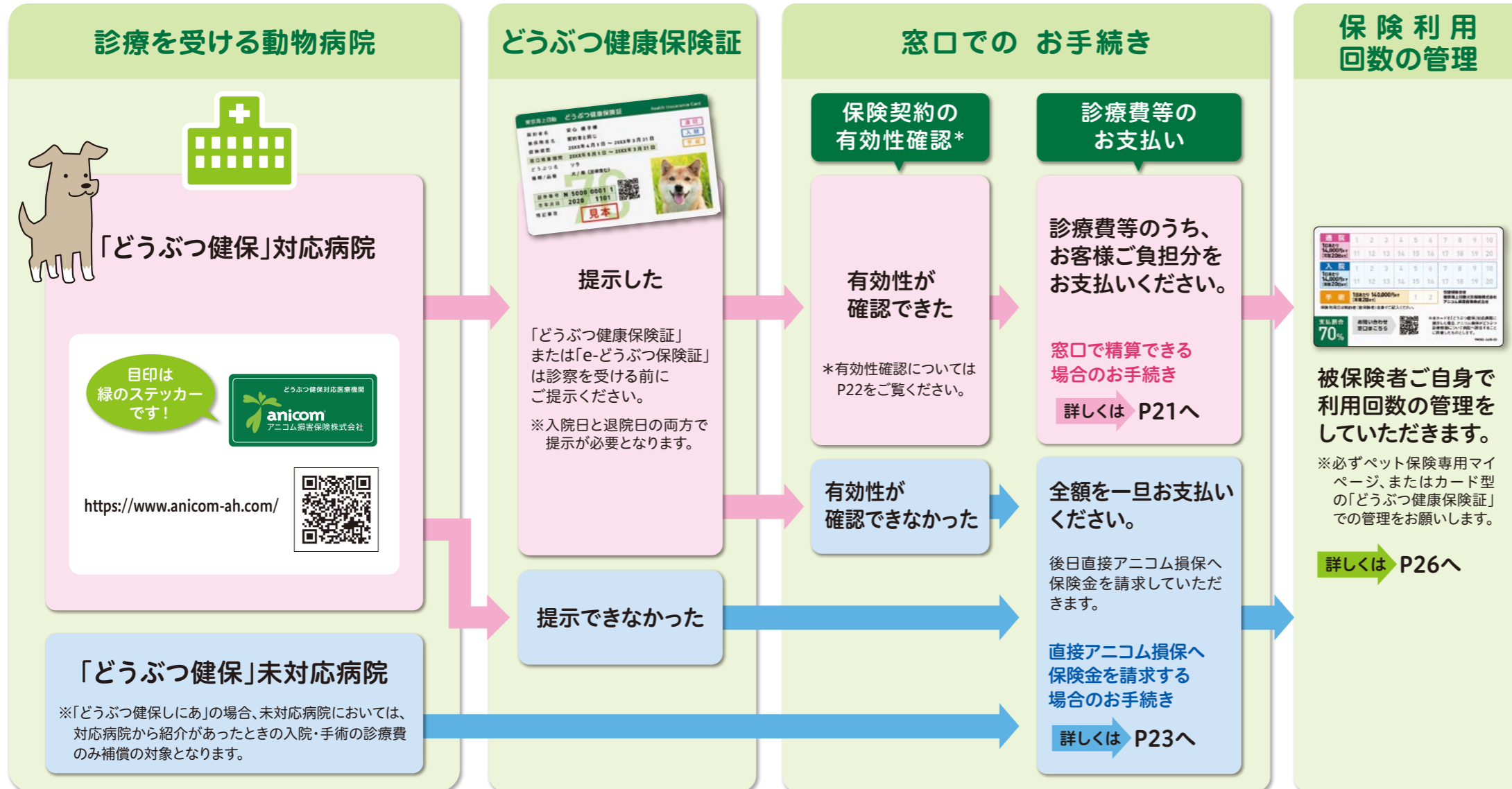
#### (5)限度日数(回数)に達している場合

※限度日数(回数)はご自身で管理ください。詳しくは、P26「7.保険利用回数の管理について」をご覧ください。



### 3 | 保険金請求手続きの流れ

(1)「どうぶつ健保ふぁみりい」「どうぶつ健保しにあ」



(2)「どうぶつ健保ぷち」

動物病院での診療後、ペット保険専用マイページからオンライン請求を行うか、被保険者ご自身でペット保険専用マイページから請求書類をダウンロード・記入し、アニコム損保へお送りいただけます。(窓口精算はできません。)

詳しくは、P23「6.直接アニコム損保へ保険金を請求する場合のお手続き」をご覧ください。

**ペット保険専用マイページから保険金のオンライン請求ができます！**

ログイン方法 <https://cs.pet-ins.jp/tokiomarine/>

上記URLへアクセス >> 証券番号・パスワードを入力してログイン

商品ごとの保険金の請求方法は下表のとおりです。

	「どうぶつ健保」対応病院で診療を受ける場合		
	窓口精算	オンライン請求	郵送
どうぶつ健保ふぁみりい	○	○	○
どうぶつ健保ぷち	×	○	○
どうぶつ健保しにあ	○	○	○

	「どうぶつ健保」未対応病院で診療を受ける場合		
	窓口精算	オンライン請求	郵送
どうぶつ健保ふぁみりい	×	○	○
どうぶつ健保ぷち	×	○	○
どうぶつ健保しにあ	×	△*	△*

\*「どうぶつ健保」対応病院からの紹介があった場合のみ

## 4 | 窓口で精算できる場合のお手続き（「どうぶつ健保ふぁみりい」「どうぶつ健保しにあ」の場合）

「どうぶつ健康保険証」の提示をもって、保険金請求の意思表示および、契約者・被保険者の個人情報を含むどうぶつ診療情報を、アニコム損保が保険金のお支払いに必要な範囲内で「どうぶつ健保」対応病院に照会することに同意したものとします。

### 窓口で精算できる3つの条件

- ① 「どうぶつ健保」対応病院で診療を受けること
- ② 窓口精算期間に「どうぶつ健康保険証」を病院の窓口で提示すること
- ③ 病院の窓口で保険契約の有効性が確認できること

### 1 「どうぶつ健保」対応病院の窓口で「どうぶつ健康保険証」を提示し、診療を受けてください。保険契約の有効性を確認\*させていただきます。

※保険証のご提示がないと、有効性が確認できず窓口での精算ができません。

\*有効性確認については、P22をご覧ください。

**ご注意** 「どうぶつ健康保険証」は、受診の都度、必ず受付の際に現物またはペット保険専用マイページからご提示ください。  
※入院の場合、入院日と退院日の両方で提示が必要となります。  
※一部「e-どうぶつ保険証」をご利用いただけない「どうぶつ健保」対応病院があります。初診時は原則現物をご提示ください。



「どうぶつ健康保険証」を提示できなかった場合 ▶ P23「6.直接アニコム損保へ保険金を請求する場合のお手続き」をご覧ください。  
保険契約の有効性確認ができなかった場合

### 2 保険契約が有効であることを確認したのち、病院の窓口で精算してください。診療費等のうち、保険金の額を差し引いたお客様ご負担分をお支払いください。

※お客様ご負担分については、P15 をご覧ください。

### お手続き完了

以上のお手続きにより、「どうぶつ健保」対応病院の窓口で保険金のご請求手続きが完了します。その後、「どうぶつ健保」対応病院よりアニコム損保へ請求が到着次第、順次査定を行います。そのため、お手続き上不備がある場合や診療費のお支払い内容について不明点がある場合は、後日アニコム損保より被保険者に確認、ご返金のお願いのご連絡をさせていただきますのでご了承ください。

保険金支払いの起算日は、「被保険者または提携病院等が保険金請求書類のうちアニコム損保が求めるものの提出を完了した最も早い日」となります。



**ご注意** 窓口での精算後の取消し・変更や、診療日以降さかのぼって窓口で精算することはできません。次年度の健康割増引制度等にも影響するため、窓口で精算する際には保険の利用回数等にご注意ください。

## 5 | 窓口で精算できない場合の具体例

以下の場合、診療費等の全額を一旦お支払いいただき、後日直接アニコム損保へ保険金をご請求ください。  
※詳しい請求方法については、P23「6.直接アニコム損保へ保険金を請求する場合のお手続き」をご覧ください。

### ● 「どうぶつ健保」対応病院窓口で保険契約の有効性が確認できない場合

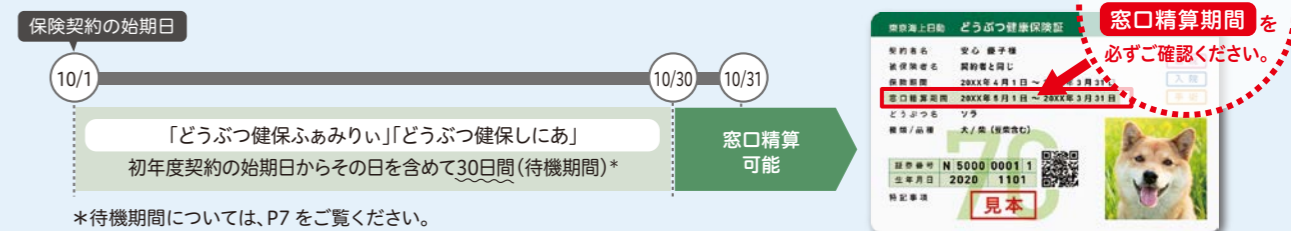
「どうぶつ健保」対応病院で診療を受ける場合であっても、保険契約の有効性が確認できない場合は、窓口で精算することができません。

\* 保険契約の有効性確認・・・ 「どうぶつ健保」対応病院がアニコム損保に対して、「ご契約が有効であるか」「窓口精算が可能な条件を満たしているか」を確認することをいいます。

### 保険契約の有効性が確認できない主な場合

- ▶ 被保険者が病院の窓口で「どうぶつ健康保険証」を提示し忘れたとき
- ▶ 保険料の入金が確認できていないとき
- ▶ 同日に複数回通院または入院した場合の2回目以降の診療を受けたとき
- ▶ 窓口精算ができない期間に診療を受けたとき

窓口で精算ができない期間とは・・・初年度契約の始期日から窓口精算ができない期間のことをいいます。



※窓口精算可能な期間に通院等をされた場合であっても、ケガ・病気をした日が初年度契約の始期日前や、待機期間中（「初年度契約」のみ）に発症した病気の場合は補償の対象外となり、窓口での精算もできませんのでご注意ください。詳しくは、P18をご覧ください。

### ● 「どうぶつ健保」未対応病院で診療を受ける場合

### ● 他に提出書類が必要となる場合

適切にワクチンなどの予防措置をしていたにもかかわらず、予防措置の有効期間内で予防できる感染症の診療を受けた場合には、「発症日」より前に接種したワクチン証明書のコピーをご提出いただく必要があります。また、獣医師の判断により予防措置を講じることができなかった場合には、「獣医師の診断書・証明書のコピー」をご提出ください。  
※婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方が被保険者として、保険金請求を行う場合、関係性を確認させていただくための書類をご提出いただくことがあります。

### ● その他

- ▶ 入院の場合で、入院期間がご契約の保険期間外にまたがっているとき（次年度もご継続いただいている場合を含む）
- ▶ 夜間など緊急で来院され、診療日当日に保険契約の有効性が確認できなかったとき
- ▶ 病院の会計システムの都合で窓口での精算ができないとき（1回の入院にかかる診療費を2回以上に分けて支払いをする場合等を含む）





## (1) ペット保険専用マイページで保険金の請求を行う場合

- ① ペット保険専用マイページのオンライン請求画面上で、必要な項目を入力してください。
- ② 必要な書類をご準備いただき、オンライン請求画面上でアップロードします。  
※ペット保険専用マイページでの各種お手続きについては以下をご参照ください。  
[https://faq.anicom-sompo.co.jp/?site\\_domain=tmnf](https://faq.anicom-sompo.co.jp/?site_domain=tmnf)

## (2) 郵送で保険金の請求を行う場合

- ① 保険金請求書(兼医療照会同意・委任書)をペット保険専用マイページからダウンロード・印刷して、記入してください。  
1ヶ月間に複数回にわたって診療を受けた際は、1枚の保険金請求書にまとめてご記入ください。
- ② 保険金請求書と診療明細書(または領収書)の原本を封筒に入れて、ポストへ投函してください。

保険金請求書

+

診療明細書  
(原本)

または

領収書  
(原本)

+

手術内容  
証明書  
(原本)

**保険金請求書類の送付先**

- (保険金請求書送付用ラベル)をペット保険専用マイページからダウンロードして定形封筒に貼付してください。
- 送付用ラベルに印字された郵便番号と異なりますが、ご自身で送料を負担される場合は、下記の番号を記載してください。

〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1  
住友不動産新宿グランドタワー39階  
アニコム損害保険株式会社 給付サービス部 行

「どうぶつ健保」未対応病院で手術を受ける場合のみ必要です。

※診療明細書、領収書は保険金請求書にのりづけせずに封筒へお入れください。  
※必要に応じて別途書類のご提出をお願いする場合があります。  
※「どうぶつ健保しにあ」の契約で「どうぶつ健保」対応病院から紹介を受けた場合、保険金請求書の紹介事項記入欄を「どうぶつ健保」対応病院に記入いただく必要があります。

## 7 | 保険利用回数の管理について

被保険者ご自身にて利用回数の管理をお願いします。

- ※必ずペット保険専用マイページ、またはカード型の「どうぶつ健康保険証」(「どうぶつ健保ぶち」の場合は「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」)での管理をお願いします。
- ※健康割増引制度の判定期間とは異なります。判定期間中の保険利用状況は、ペット保険専用マイページをご確認ください。

残り日数に気をつけてご利用ください。



動物病院の窓口で精算またはアニコム損保へ直接保険金をご請求をいただき保険を利用した際には、ペット保険専用マイページの「通院・入院・手術カウントはこちら」より診療を受けられた日付をご入力いただくか、または保険証裏面\*の日数管理欄にご記入ください。

\*「どうぶつ健保ぶち」の場合は「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」



動物病院の窓口では保険を利用した日数(回数)は確認できません。

通院	12/1	12/5	12/15	4	5	6	7	8	9	10
1日あたり 14,000円まで [年間20日まで]	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
入院	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1日あたり 14,000円まで [年間20日まで]	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
手術	1回あたり 140,000円まで [年間2回まで]		1	2						
引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 アニコム損害保険株式会社										

保険利用日は契約者(被保険者)自身でご記入ください。

支払割合

70%

お問い合わせ  
窓口はこちら

※本カードを「どうぶつ健保」対応病院に提示した場合、アニコム損保がどうぶつ診療情報について病院へ照会することに同意したものとします。

YW002-2405-00

〈どうぶつ健康保険証裏面〉

## お手続き完了

すべての書類がアニコム損保に到着した日から、その日を含めて30日以内に被保険者のご指定口座に保険金をお支払いします。  
※オンライン請求の場合、請求手続きが完了した日を到着日とします。

ただし、保険金のお支払いにあたり30日を超えて特別な調査が必要となる下記の場合につきましては、それぞれの日数を経過するまでに保険金をお支払いします。

- ※診療後、日数が経過してからのご請求につきましては、お支払いに通常より時間がかかる場合があります。
- ※書類に不備や記入もれがあった場合には、すべての確認が完了した日からその日を含めて30日以内にお支払いとなります。

保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院等による診断等の結果について照会が必要となる場合	90日
災害救助法が適用された地域における保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合	60日



お支払いした保険金は、さかのぼって取消し・変更をすることはできません。  
次年度の健康割増引制度等にも影響するため、請求の際には保険の利用回数等にご注意ください。



## 「どうぶつ健保」対応病院の窓口で精算の際のご注意

保険の利用可能日数は通院・入院とも20日が上限です。  
日数が不明な場合等は、窓口での保険精算を控えていただき、直接アニコム損保へ保険金をご請求ください。  
限度日数を超過して窓口精算された場合には、さかのぼって保険金の返還をお願いすることとなるため、被保険者ご自身にて、限度日数にご注意ください。

## アニコム損保へ直接保険金を請求の際のご注意

複数の日数分をまとめてご請求いただいた際、通院・入院のご利用日数が超えていた場合には古い診療日から優先して保険金をお支払いします。保険金の金額等は考慮いたしませんので、請求時にはご注意ください。

## 保険の利用状況を確認の際のご注意

保険の利用状況はペット保険専用マイページからも確認が可能です。  
動物病院および被保険者より請求がアニコム損保へ到着次第、順次査定を行います。  
お支払いが完了するまで、ペット保険専用マイページへの反映もお時間がかかりますので、ご注意ください。





## 別のペット保険契約\*がある方へ

\*同一どうぶつにおいて、補償内容が同様の保険契約(弊社および他社のペット保険や、ペット保険以外の保険契約に付帯される特約を含む)が他にある場合

各契約の補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、どの契約から保険金請求するかを判断の上、ご請求ください。

なお、弊社の別の商品(「どうぶつ健保ふぁみりい」等)との重複契約の場合、同一の診療費に対して、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われません。

〈例〉1泊2日の入院、  
診療費総額30,000円(すべて補償対象の場合)

		〈 Case 1 〉 「どうぶつ健保ぶち」から 保険金を請求	〈 Case 2 〉 「どうぶつ健保ふぁみりい」から 保険金を請求
「どうぶつ健保ぶち」 支払割合 70%	保険金	21,000円	「どうぶつ健保ぶち」から 保険金は支払われません。
	自己負担額	9,000円	
「どうぶつ健保ふぁみりい」 支払割合 50%	保険金	15,000円	「どうぶつ健保ふぁみりい」から 保険金は支払われません。
	自己負担額	15,000円	

お支払済み(窓口精算含む)の保険金を取り下げることはできません。

「どうぶつ健保ぶち」にて保険を利用される場合、「どうぶつ健保」対応病院の窓口ではどうぶつ健康保険証の提示を控えてください。

提示をした場合、「どうぶつ健保ふぁみりい」等から保険金が支払われます。

## Q&A (保険金請求について)



ご契約者からいただく「よくあるご質問」への回答は、  
以下をご参照ください。

[https://faq.anicom-sompo.co.jp/?site\\_domain=tmnf](https://faq.anicom-sompo.co.jp/?site_domain=tmnf)



### Q 1 去勢、避妊手術は補償の対象となりますか?

A 予防目的の去勢、避妊手術は補償の対象となりません。ただし、乳腺腫瘍などの治療の一環としての手術を行う場合は補償の対象となります。

### Q 2 CTやMRIは補償の対象となりますか? また、手術として補償されますか?

A 補償の対象となる診療における検査であれば、補償の対象となりますが、**手術扱いではありません。**  
手術を伴わない通院もしくは入院時にこれらの検査を行った場合は、通院もしくは入院の支払限度額内での支払いとなります。

### Q 3 (どうぶつ健保ふぁみりい)症状があり通院しました。お薬の処方がなく「再診料」(診察料金)のみでしたが、保険金請求できますか?

A はい、できます。お薬の処方がない場合も補償の対象となりますので、ご請求ください。ただし、保険金請求時には、必ず症状名の記載をお願いします。

### Q 4 (どうぶつ健保ふぁみりい)1日に2回通院した場合、支払限度額はいくらになりますか?

A 同日に複数回通院した場合は、補償の対象となる診療費を合算の上、1日の支払限度額を上限として保険金を計算します。

(例)支払割合70%の場合

	午前	午後
8/1 通院2回		
補償の対象となる診療費	16,000円	5,000円
支払割合70%	16,000円×70%=11,200円	5,000円×70%=3,500円
	11,200円 + 3,500円 = 14,700円	
1日の通院の支払限度額	14,000円まで	
お支払いする保険金	14,000円	

### Q 5 2泊3日で入院した場合、入院日数は2日? 3日? その時、手術を受けたら、支払限度額はどれになりますか?

A 入院3日と数えます。手術を伴う場合、入院がセットとなり、それぞれの支払限度額を合算して適用します。

(例)どうぶつ健保ふぁみりい(支払割合70%)の場合 入院3日と手術1回の支払限度額を合算、最大で182,000円までお支払いできます。

●入院日数



●手術を伴う場合、通院もしくは入院がセットとなりそれぞれの支払限度額を合算して適用します。



### Q 6 日帰り手術でも補償されますか?

A 「手術」の定義に該当する診療を受けた場合は、入院1日と手術1回の支払限度額の範囲内で保険金をお支払いいたします。

**Q7 手術を受ける予定の動物病院が、「どうぶつ健保」対応病院かどうかを調べる方法がありますか？**

**A** 「どうぶつ健保」対応病院は、四角い緑色ステッカーが目印です。  
また、右記の2次元コードから日本全国の「どうぶつ健保」対応病院を検索することができます。



**Q8 退院日に別の病院へ入院した場合、支払限度額はいくらになりますか？**

**A** 退院日と入院日が同日の場合は、補償の対象となる診療費を合算の上、入院日数に1日あたりの支払限度額を乗じた金額を上限として保険金を計算します。

入院日	A病院	B病院
入院日	8/1 日帰り入院	8/1~8/2 1泊2日入院
補償の対象となる診療費	12,000円	35,000円
支払割合70%	12,000円×70%=8,400円	35,000円×70%=24,500円
	8,400円 + 24,500円 = 32,900円	
入院日数と支払限度額	入院日数 = 2日 支払限度額 = 28,000円 (14,000円×2日)	
お支払いする保険金	<b>28,000円</b>	

**Q9 夜間専門病院で診療し、診療中に午前0時を超えた場合は入院2日となりますか？**

**A** 入院2日とはなりません。夜間専門病院の場合は、診療中に夜間専門病院の診療時間を超えた場合に入院2日となります。

**Q10 必要な書類を送ってから保険金を受け取るまでにどれくらい日数がかかりますか？**

**A** 必要な書類がアニコム損保に到着した日から**30日以内**を目安とし、順次お支払いしております。ただし、動物病院等に診療内容を照会する必要があった場合には、90日以内を目安にお支払いをしております。また、30日を超える場合は、別途、事前にご案内を送っております。

**Q11 保険金請求後(窓口での精算含む)の取消しはできますか？**

**A** 補償を受けられた後、さかのぼって取消し・変更をすることはできません。  
次年度の健康割増引制度等にも影響するため、請求の際には保険の利用回数等にもご注意ください。

**Q12 保険を利用する診療を選びたいのですが。**

**A** 「どうぶつ健保」対応病院での診療をお受けになる場合で保険の利用をご希望されない場合には窓口にて保険証を提示せず、その日は保険を利用しない旨をお伝えください。また、診療日以降に保険の利用をご希望される場合にはアニコム損保へ直接請求いただくことで保険金をお支払いすることが可能です。  
詳しくは、P23「6.直接アニコム損保へ保険金を請求する場合のお手続き」をご覧ください。

**通院・入院の限度日数(20日)について**

**Q13 補償可能な通院・入院日数はどこで確認できますか？**

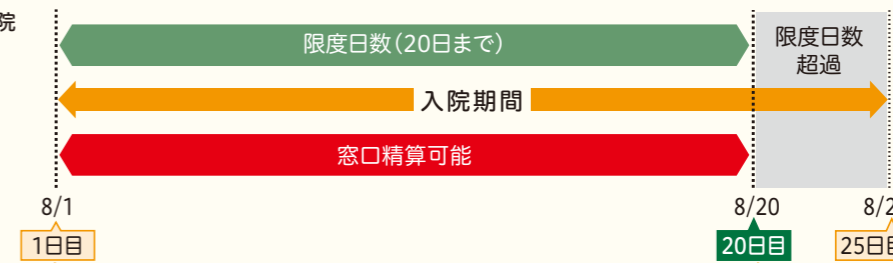
**A** ペット保険専用マイページにてご確認いただけます。受付前のご請求に関しては掲載されておりませんので、必ず被保険者ご自身にて利用された診療日をペット保険専用マイページの「通院・入院・手術カウントはこちら」よりご入力いただくか、または「どうぶつ健康保険証」(「どうぶつ健保ぶち」の場合は「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」)にご記入いただき、日数の管理をお願いします。

**Q14 入院をしました。入院日数が入院の限度日数(20日)を超える場合の保険金請求方法を教えてください。**

**A** 入院期間が限度日数を超える時は、以下にご注意ください。

限度日数内のみ窓口での精算可

例 8/1~8/25まで入院



8/1~8/20までと8/21~8/25までの会計を分けて、20日目となった時点で窓口で精算してください。

※なお、会計を分けて精算するのが難しい場合には、限度日数超過分の項目・金額がわかるように診療明細書等にご記入の上、アニコム損保へご請求ください。



## 8 ペット賠償責任特約について

保険契約の途中での付帯、削除はできませんので継続時にお手続きください。

ペット賠償責任特約は、主契約に付帯できる特約です。  
この特約が適用されているかは、「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」または「Web保険証券」等でご確認ください。

※「Web保険証券」はペット保険専用マイページでご確認いただけます。(ペット保険専用マイページについては、P13をご覧ください。)

### 1 保険金をお支払いする場合

ご契約のどうぶつが日本国内において、他人\*1や他の動物に咬みついたりすること等によってケガ等の身体障害を負わせたり、他人の財物を損壊する被害を与え、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。(例えば、治療費、交通費、慰謝料、休業損害、修繕費など)

ただし1事故につき、支払限度額・被保険者自己負担額(免責金額)\*2がありますので、Web保険証券等でご確認ください。

\*1 他人とは、ペット賠償責任特約に定めるご契約者および被保険者にあてはまらない方をいいます。

\*2 支払限度額の範囲内で、免責金額(3,000円)を超過する損害額が保険金のお支払額になります。

### 2 保険金をお支払いできない主な場合 **重要**

#### 賠償責任が発生しない場合

(被保険者および被保険者と同一生計を営む同居の親族、別居の未婚の子等が法律上の賠償責任を負わない場合)

#### ■ ドッグラン参加犬同士の衝突による受傷の場合

ドッグラン参加中の犬同士の衝突等により相手の犬がケガをした場合、通常被保険者側に過失が認められないため法律上の賠償責任が発生せず、保険金のお支払いができません。

#### ■ ご契約のどうぶつが被保険者\*以外の方の管理下にある場合

被保険者以外の方にご契約のどうぶつを預けたり、散歩をしている場合で、その方の過失により発生した事故は、通常被保険者には法律上の損害賠償責任が発生せず、保険金のお支払いができません。

\*被保険者については、P5「3 ご契約者および被保険者」をご確認ください。

#### ■ 物損事故の場合の、損害品所有者に対しての慰謝料

事故内容や損害内容によって異なりますが、対動物事故の際も、被害者への慰謝料は通常認められません。

#### 賠償責任が発生してもお支払できない場合

- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(例えば、レンタルDVD、滞在中のホテルの室内にある財物など)
- 被保険者と同居する親族に対する賠償責任



#### ● 弁護士への委任について

アニコム損保の同意なく委任された場合の着手金、報酬等についてはお支払いできません。事前に必ずご相談ください。

#### ● 過失相殺について

被害者や事故の当事者にも不注意等の過失がある場合、その責任の割合に応じて、損害賠償額が減額されることがあります。

## 3 事故発生時のご注意

### (1) 人身事故

**重要** まずは被害者の救護を最優先にお願いします。

- ① 事故状況について、当事者双方で確認をしてください。
- ② 事故を証明するための証人が必要ですが、困難な場合には必要に応じて被害届を警察等に提出いただくよう、被害者にお伝えください。
- ③ 咬傷事故の場合は、お近くの保健所に加害届をご提出願います。

### (2) 物損事故

- ① 損害品の賠償金額は、損害品を購入した際の料金を基準として、経過年数分の減価償却を行います。
- ② 損害品の写真の撮影\*、または損害品現物のご送付をお願いしております。事故が解決するまでは、損害品の保管をお願いします。  
\* 損害状況がわかるような写真(全体像、損害箇所のアップ など)  
製造メーカー・型番がわかる部分の写真(衣服のタグ、メガネのつる など)

## 4 賠償責任事故発生時のお手続き

### STEP 1 賠償責任事故の発生をアニコム損保まですみやかに通知してください。

賠償責任事故の受付と保険金請求手続きをご案内します。

### STEP 2 被害者との示談前にアニコム損保と打合わせをしてください。

被害者との示談解決については、示談締結前に必ずアニコム損保の保険金支払担当者と打合わせをしてください。  
※被害者には、保険会社との手続きにご協力いただけるようあらかじめお伝えください。  
※事前のご連絡や打合わせがなく示談解決された場合は、負担された金額の一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

※詳しくは、「ペット保険普通保険約款および特約」でご確認ください。



### 示談交渉(示談代行)について

ペット賠償責任特約においては、保険会社が被保険者に代わって、直接被害者等(損害賠償請求者)との連絡や示談交渉を行う等のいわゆる示談代行はできませんのでご注意ください。賠償責任の有無、賠償額等について、担当者より被保険者にアドバイスをさせていただきます。

